

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月7日

匝 瑛 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				匝瑛市平木地区	無	令和2年度～令和6年度	御門・仲才農地維持保全会
○				匝瑛市長谷地区	無	令和2年度～令和6年度	長谷地域資源保全会
○				匝瑛市飯倉・貝塚・新地区	無	令和2年度～令和6年度	豊栄西環境保全会
○				匝瑛市野手地区	無	令和2年度～令和6年度	野手後里環境保全会